

(5) JR北海道等及びJR貨物の本来事業用施設に係る特例措置の延長
(事業所税)

内 容

地域住民の交通の確保及び全国物流ネットワークの維持のため、厳しい経営環境にあるJR北海道等及びJR貨物が本来事業の用に供する事務所に係る特例措置を一定の見直しのうえ、適用期限を5年延長する。

事業所税：資産割、従業者割：3 / 4 (JR貨物は1 / 2) 控除